

答 申

諮問第90号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、「作成又は取得していない」として行った本件非開示決定は、「〇〇〇と〇〇〇〇を目鏡印で括り〇〇〇〇と記載した文書別紙3」及び「地権者でない証明をする為の文書」に関しては妥当であり、「『地図中〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇－〇には〇印が付され、同意とれずと記入されている。そして、〇印の土地所有者からの同意書がとれない理由』の文書」に関しては、本来は、存否応答拒否により非開示決定をすべきであったが、結論において取り消す必要はない。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年12月26日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月10日付け海建総第360号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月16日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、当該非開示決定を取り消すことを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県は、和歌山地方法務局(以下「法務局」という。)や和歌山財務事務所(以下「財務事務所」という。)に対して、和歌山県で決裁した公文書でなければ申請又は申し出が出来ない。作成又は取得していない公文書をもとに公図訂正業務を進めていたことの不正を適正化し、行政の不正を適正化するために、都合の悪い文書や証拠の隠匿をしている。根拠のない理由で不正行為を実行し、「その根拠は何か」を聞かれたら「根拠は無い」、「無いものは開示できない」とし、「非開示決定は妥当」という論法は、国民県民を侮辱していることになる。
- (2) 和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正について、平成21年12月4日付け「不正行為等通報に係る回答について」で回答のあったとおり、当該公図訂正については、「適正に行われています」とは言えず、虚偽記載である。
- (3) 本件開示請求書に記載した「地権者でない証明をする為の文書」とは、眼鏡印で〇〇〇と〇〇〇を括って私の名前と異なる名前を記載し、この土地の地権者でないようにした眼鏡印の図面である。本件開示請求で求めたものは、別紙1の〇印(〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇-〇)の土地所有者からの同意書がとれない理由を書いた文書及び別紙3(眼鏡印の図面)の県側の原本である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求の対象公文書を「〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括り〇〇〇〇と記載された文書別紙3が添付されている。この和歌山

県側の原本」と特定した。異議申立人は、近畿財務局で開示された文書に、〇〇〇と〇〇〇を眼鏡印で括り〇〇〇〇と記載された文書別紙3（以下「眼鏡印の図面」という。）が添付されているとして、県側の原本を開示請求している。実施機関としては、法務局に現在も保存されている平成13年3月23日付け公図訂正申請に関する一連の書類には、確かに眼鏡印の図面が添付されているが、財務事務所宛の平成13年1月15日付け同意願書には、当該眼鏡印の図面は、添付されていないと認識している。県では、眼鏡印の図面は、法務局の登記官が現地調査のために作成した書類であると推測され、県で作成したものではないとの認識である旨、異議申立人には以前より説明している。

よって、該当する文書は県で作成されていないため、「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行ったものである。

- 2 異議申立人の従来主張は、自分が同意していないのに意図的に外されて公図訂正が行われたということであり、その一番の根拠として眼鏡印の図面を主張している。別紙1については、県には存在せず、どこで作成したものかは分からず、公文書の特定としては別紙3の眼鏡印の図面をもって判断した。

本件開示請求書には「同意書がとれない理由」と記載されているが、実施機関としては、異議申立人に本件公図訂正の同意書を取りに行く必要はないという認識であり、当然同意書は存在する訳がなく、その旨を異議申立人には従来から説明している。また、「地権者でない証明をする為の文書」とは、具体的に何であるか分からない。

また、これまで異議申立人が県に提出した書類の中には眼鏡印の図面も存在するが、本件請求の趣旨は県側の原本開示であると考えた。

なお、異議申立人に対して本件開示請求書の補正を行ってはいない。

- 3 平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正に関して、

知事が申請人となり、財務事務所長宛「地図訂正同意願書」を平成13年1月15日付けで提出しているのは事実であり、この同意願書の副本は、海草振興局建設部で保存していたが、現在は保存期間5年の経過により廃棄している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 対象公文書の特定について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであるが、実施機関は、本件開示請求の対象公文書を眼鏡印の図面の和歌山県側の原本と特定し、本件開示請求書の「○印の土地所有者からの同意書がとれない理由」の文書は、そもそも存在せず、その旨は異議申立人に従来から説明している旨を主張し、また、「地権者でない証明をする為の文書」も、何を想定しているか分からず、財務事務所長宛「地図訂正同意願書」に添付されるはずのないものである旨主張する。

しかしながら、本件開示請求書の記載からは、「眼鏡印の図面」、「『○印の土地所有者からの同意書がとれない理由』の文書」（以下「○印の土地所有者の理由書」という。）及び「地権者でない証明をする為の文書」を請求していると読み取れる。

一方で、異議申立人は、審査会での意見陳述において、本件開示請求書に記載した「地権者でない証明をする為の文書」とは、

眼鏡印で〇〇〇と〇〇〇を括って自分の名前と異なる名前を記載し、この土地の地権者でないようにした眼鏡印の図面であり、本件開示請求で求めたものは、「〇印の土地所有者の理由書」及び「眼鏡印の図面」の県側の原本である旨、説明した。

このことから、本件開示請求の対象公文書は、「眼鏡印の図面」及び「〇印の土地所有者の理由書」であるが、実施機関は「〇印の土地所有者の理由書」を対象公文書として実質的には特定しておらず、実施機関の行った本件開示請求の対象公文書の特定は十分ではない。

本来、公文書の特定にあたって、開示請求書の公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であると判断した場合には、条例第6条第2項において、開示請求者に対し、その補正を求めることができる旨規定されており、本件においても実施機関は補正を求める等の対応をすべきであったと考える。

3 本件処分の妥当性について

(1) 「眼鏡印の図面」について

実施機関によれば、平成13年和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正に関する財務事務所長宛「地図訂正同意願書」には眼鏡印の図面は付いておらず、当該眼鏡印の図面は、法務局に現在も保存されている平成13年3月23日付け公図訂正申請に関する一連の書類には確かに存在するが、法務局の登記官が現地調査のために作成した書類であると推測され、県で作成したのではないため、「作成又は取得していない」として、非開示決定を行った旨説明する。

眼鏡印の図面については、諮問第62号における答申において、実施機関で作成又は取得していないと見ることに不合理はない、と示されているとおり、眼鏡印の図面を「作成又は取得していない」との実施機関の説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った、本件処分は、妥当である。

(2) 「○印の土地所有者の理由書」について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」として、存否応答拒否について規定している。

地図訂正の隣接地所有者等が同意書を提出しているか否かは個人に関する情報であり、条例第7条第2号に規定される非開示情報に該当することから、実施機関は、特定の個人から同意書がとれない理由を書いた文書についての開示請求に対し、条例第10条の規定に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を本来すべきであった。

これに対して、実施機関は、本件開示請求に対し、一括して「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行っているが、迅速な最終決定に資するとの観点からは、「○印の土地所有者の理由書」について、改めて存否応答拒否により非開示決定をするまでもないと思料され、実施機関の行った本件処分は、結論として取り消す必要はない。

4 結論

以上の理由により、冒頭のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

5 その他

もっとも、情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。公文書の特定に関しては、情報公開制度の理念を尊重し、補正を行うなど真摯に対応するよう留意すべきである。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月23日	○諮問（実施機関）
平成24年6月8日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年10月7日	○審議
平成27年11月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年11月25日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年11月26日	○審議
平成28年1月12日	○審議
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成28年6月7日	○審議
平成28年6月16日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年6月27日	○審議
平成28年7月19日	○審議
平成28年10月18日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成23年12月26日	近畿財務局平成22年2月27日付保有個人情報開示文書は和歌山県知事〇〇〇〇が申請人となり和歌山財務事務所長宛「地図訂正同意願書」を平成13年1月15日付で提出している。添付している「公図訂正地権者同意状況」と記した土地所在図訂正後と記載している右側に地図中の説明書がある(別紙1) 地図中〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇-〇には〇印が付され、同意とれずと記入されている。そして、〇印の土地所有者からの同意書がとれない理由と地権者でない証明をする為の文書、〇〇〇と〇〇〇を目鏡印で括り〇〇〇〇と記載した別紙3が添付されている。この和歌山県側の原本開示。